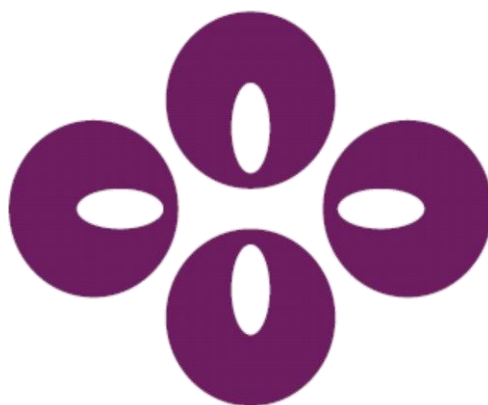


甲州市いじめ防止基本方針



甲州市教育委員会

令和8年3月改訂

(平成26年3月初版)

目次

はじめに

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・2～5

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 甲州市いじめ防止基本方針策定の目的
- 4 いじめ防止に向けた方針

第2 いじめの防止等のために甲州市が実施する施策・・・・・・・・・・6～9

- 1 甲州市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 甲州市いじめ問題専門委員会の設置
- 3 甲州市教育委員会の取組
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
 - (3) 学校評価、学校運営改善の実施
- 4 その他の事項

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・10～13

- 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
- 2 学校の組織づくりに向けて
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて
 - (1) いじめの防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 警察との連携
 - (4) いじめに対する措置
 - (5) 学校運営協議会制度等の活用

第4 重大事態への対処・・・・・・・・・・14～17

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の定義と意味
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 調査の趣旨及び調査主体
 - (4) 調査を行うための組織
 - (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (6) その他留意事項
 - (7) 調査結果の提供及び報告
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査を行う機関の設置
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等
- 3 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

参考 重大事態発生時の対応フロー図・・・・・・・・・・18

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、市民全員が子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子供自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、甲州市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「甲州市いじめ防止基本方針」（以下、「甲州市基本方針」という。）を策定します。

甲州市基本方針では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に推進していくことを目指し、「すべての子供の健全育成」及び「いじめのない子供社会の実現」を方針の柱としています。平成30年の改定後、情報化の急進など学校を取り巻く社会環境の変化に伴い、生徒指導をめぐる状況も大きく変容しました。これを受け、改めて国の基本方針及び山梨県いじめ防止基本方針を参酌し、令和7年3月に本市の方針を改訂いたしました。さらに、スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）の高度化・巧妙化、及び実態の不透明化という喫緊の課題に対応するため、令和8年3月に更なる強化を図る改訂を行いました。

甲州市立小中学校においては、甲州市基本方針が求める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

< 具体的ないじめの態様（例） >

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm



2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成さ

れば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

3 甲州市いじめ防止基本方針策定の目的

甲州市基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

子供のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、市全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

市として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子供に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子供が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。
- (5) インターネット上のいじめが法律に触れ、重大な責任が生じる可能性があることを子供が理解できるよう、学校での情報モラル教育を支援し、専門的な知見（警察関係者や弁護士等）を活用できる

体制を整える。

- (6) インターネット上のいじめの深刻化を喫緊の課題と捉え、保護者が子供にスマートフォン等を買う際のリスクを十分に理解できるよう、最新の事例を用いた啓発を強化する。保護者が「責任ある利用」の主導者として、家庭内での適切な指導及び管理を徹底できるよう、必要な情報提供や支援を積極的に行う。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、教頭のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談、通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。
- (7) SNS の匿名性や拡散性を考慮し、事案の内容に応じて初期段階から警察等の関係機関と密に連携し証拠の保存や法的援助を求める。
- (8) SNS 上でのなりすましや誹謗中傷が、法的責任を伴う可能性のある重大な人権侵害であることを、児童生徒に自分事として捉えさせる指導に努める。
- (9) インターネット上のいじめが子供の心身に及ぼす影響の甚大さを踏まえ、保護者会等のあらゆる機会を通じて、インターネット上のいじめ防止策を喫緊の課題として共有する。スマートフォン等の所持に伴う法的・社会的な責任を保護者に周知し、家庭内での利用状況の把握やルールの遵守など、保護者の責任に基づく適切な指導及び管理の徹底を粘り強く働きかける。

保護者として

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努めるとともに、いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。
- (2) 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など、子供を見守っている大人との情報交換に

努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。

- (3) いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。
- (4) インターネット上のいじめは、その匿名性の高さから加害者意識が希薄になりやすく、結果として被害者に甚大な苦痛を与える。保護者は「自分の子供が加害者にも被害者にもなりうる」という強い危機感をもち、「責任ある利用」の主導者としての役割を果たす必要がある。スマートフォン等の所持に伴い、不適切な投稿が民事・刑事上の責任を問われる可能性があることを認識し、親子で利用ルールを確認するなど適切な指導及び管理に努める。

子供として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。
- (3) インターネットやSNS 上でのなりすましや誹謗中傷は、相手の心を深く傷つけるだけでなく、法的責任を伴う可能性のある重大な人権侵害であることを正しく理解する。画面の向こうには人がいることを常に意識し、自分が発信する言葉に責任をもつとともに、ネット上のトラブルを放置せず、自分や友達を守るために、すぐに身近な大人や学校に相談するように努める。

市民、事業者、関係機関

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下、「市民等」という。）は、市の子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子供の成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民等は、地域行事等で子供が主体性をもって参加できるよう配慮する。
- (4) 子供の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子供が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。
- (5) インターネット上でのなりすましや誹謗中傷が、子供の将来に深刻な影響を与える重大な人権侵害であることを理解し、地域全体でインターネット上のいじめを許さない風土づくりに努める。

第2 いじめの防止等のために甲州市が実施する施策

市は、甲州市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

具体的には、いじめの防止等のための

- ・子供の健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- ・教職員の資質の向上
- ・保護者等を対象とした啓発活動
- ・インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに保護者、子供等への啓発
- ・いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- ・いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- ・学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築

等を推進する。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（甲州市個人情報保護法施行条例（令和4年12月21日甲州市条例第19号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 甲州市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、法第1条の趣旨を踏まえ、学校、教育委員会、教育事務所、児童相談所、警察署、その他の関係者により構成される、「甲州市いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。

2 甲州市いじめ問題専門委員会の設置

甲州市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために甲州市教育委員会の附属機関として、「甲州市いじめ問題専門委員会（以下、「専門委員会」という。）」を設置する。

この専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 甲州市教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びそ

の保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。インターネット上のいじめの深刻化を喫緊の課題と捉え、学校と連携して保護者への啓発を強化する。保護者が子供にスマートフォン等の携帯端末を買い与える際のリスクを十分に認識し、保護者の責任に基づく適切な指導及び管理の徹底が図られるよう、具体的な事例や管理手法に関する情報提供を継続的に実施する。

- ウ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- エ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するとともに、いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知する。
- オ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
 - ・「いじめ・不登校対応必携」等を活用した教職員への研修。
 - ・「いじめ・不登校対応必携」等を活用した生徒指導担当者、教育相談担当者、道徳教育推進担当者等への専門性を高める研修等。
 - ・常に進化するインターネット環境に対し、教職員が適切な情報モラル教育を実施できるよう、専門性を高める研修。
- カ インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。また、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図る。

(2) いじめの対応に関すること

- ア いじめに対する措置
 - ・甲州市教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
 - ・甲州市教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応
 - ・いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適

切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならないことを学校に指導・助言する。
- ・SNS等を介したいじめにおいて、学校が保護者と連携する際は、家庭における端末利用のルールや管理状況の再確認を促す。特に、インターネット上のいじめが法的責任を伴う重大な人権侵害であることを踏まえ、保護者の責任において適切な指導及び管理を徹底することが、被害の拡大防止と再発防止に不可欠であることを指導・助言する。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

○暴行（刑法第208条）

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

○傷害（刑法第204条）

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ（刑法第176条）

- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝（刑法第249条）

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗（刑法第235条）

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ・財布から現金を盗む。

○器物損壊等（刑法第261条）

- ・自転車を壊す。
- ・制服をカッターで切り裂く。

○強要（刑法第223条）

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫（刑法第222条）

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気もち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第202条）

- ・同級生に対して「死ぬ」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

- ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
 - ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
 - ・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
 - ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）
- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

- ・いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないことを学校に指導・助言する。
- ・重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものであることを周知する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

- ・甲州市教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員制度等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組づくりを推進する。

4 その他の事項

本市は、甲州市基本方針の策定後においても、国の動向や社会情勢、法の施行状況等を勘案して、甲州市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、甲州市教育委員会は「学校いじめ基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・援助を行う。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて学校基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下、「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、甲州市基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を学校基本方針として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページ等への公開に加えて、年度当初や入学時に児童生徒・保護者へ必ず説明する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- (1) 学校基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から保護者や地域の参画を得ることにより、策定後、学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- (3) より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを学校基本方針に明記する。

2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会議」、「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも効果的である。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を図る役割
- ・法第28号第1項に規定する重大事態の調査において学校がその調査を行う場合の母体としての役割

などが考えられる。また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を担う役割が期待される。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

※「国の基本方針（別添2）」…学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント参照

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、災害により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点をもち、加えて、すべての児童生徒が安心でき、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

情報モラル教育を推進する際は、SNS 上でのなりすましや誹謗中傷が重大な人権侵害であり、法律に触れ、厳しい罰や損害を償う責任が生じ得ることを正しく理解させる指導を徹底する。また、保護者会等の機会を通じ、スマートフォン等の所持がインターネット上のいじめや犯罪被害者に直結する大きなリスクを伴うことを親子で再確認し、家庭内ルールを定めるよう啓発を強化する。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を

見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。

併せて、学校はいじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携してその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

(3) 警察との連携

学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に合うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を整備する。また、いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・報告を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf



(4) いじめに対する措置

法第23条第1項により、いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針に沿っていじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが求められる。いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

いじめを受けた児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもつて安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめ解消の二条件（「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定）3（4）Ⅲ」）

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（5）学校運営協議会制度等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度等や青少年の健全育成を目指す「青少年育成甲州市民会議」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、甲州市基本方針及び「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針（令和6年11月改訂）山梨県教育委員会」、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）文部科学省」（以下「重大事態ガイドライン」という。）により適切に対応する。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf



1 重大事態の発生と調査（法第28条）

（1）重大事態の定義と意味

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- （1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必

要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長等に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、対象児童重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものであり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずるために行う。

教育委員会は、学校から報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査の主体となる。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、専門委員会を招集し、これが調査に当たる。個別の重大事態の状況に応じて適切な調査組織を設置する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調

査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。また、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長等に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下、「再調査」という。)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、

- ・調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長等が判断した場合
 - ・事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
 - ・調査組織の構成について、市長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合
- などが考えられる。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、「甲州市いじめ問題調査委員会」を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関

係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事、スクールカウンセラー等の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

3 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

教育委員会は、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めるとともに、学校が年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう指導する。

「生徒指導提要（令和4年12月改訂版）」

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf



「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx

【重大事態発生時の甲州市対応フロー図】

